

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年2月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年2月24日（金）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第17号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（1件）
報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」
（専決処理）⇒承認（3件）
議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（1件）
議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（2件）
議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第53号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」⇒同意
議案第54号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（1件）
- 4 出席委員（14名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
11番・丸山治正 委員 12番・大西寿々代 委員
- 8 議 事

事務局： ただいまから令和5年2月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： （開会挨拶）

事務局： ありがとうございます。
それでは、議事にはいります。
稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、11番丸山治正委員、12番大西寿々代委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第17号から第18号及び議案第49号から第54号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字高菌	田	2 9 3 m ²
	田	3, 0 8 1 m ²
	田	3, 2 2 3 m ²

賃貸人：地元所有者

賃借人：町内在住の農業者
設定された権利：利用集積賃貸借
解約理由：借人高齢により耕作できないため
解約届出日：令和5年1月20日
解約成立日：令和4年12月28日
土地引渡時期：令和4年12月28日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡5丁目	田	353㎡
	田	508㎡
(城ノ池公園東)	2筆合計	861㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事する。分譲住宅用地5区画。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請済。

専決処理：令和5年1月26日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年1月26日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡6丁目 (城ノ池公園南方)

地 目：田

転用面積：367㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：不動産業・建築業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事する。分譲住宅用地2区画。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和5年2月16日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和5年2月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国安一丁目 (琴池西)

地 目：田

転用面積：217㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元居住者

転用目的：露天駐車場兼庭用地

土地利用計画：造成し砂利敷均し。雨水は道路側溝へ。

専決処理：令和5年2月16日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)、

議長：特に意見、質問がなければ市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、露天駐車場兼庭用地への転用で、稲美町農業委員会として既に

令和5年2月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町下草谷字東新田（伝治池南西）

地目： 畑

面積： 1, 282㎡

設定する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 会社役員兼農業

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック 等

栽培作物： 水稻・大麦・野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は井澤委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年2月21日13時30分～16時30分までの間、9番井澤守農地担当副会長補佐、5番梅本成子委員、12番大西寿々代委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地はパイプハウスが3棟建っており、中、外とも管理されていきました。譲受人は申請地近くに居住し、所有の農地を適正に管理されていますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町幸竹字池の下	田	6 2 5 m ²
	田	2 3 m ²
(幸竹池西方)	2筆合計	6 4 8 m ²

申請人：地元農業者

転用目的：農家住宅及び用悪水路用地

土地利用計画： 周囲は擁壁し盛土する。南側道路から申請地へは水路に蓋がけする。農家住宅1戸建築。西側擁壁外は盛土せずU字溝設置し、北に残る農地への用水路とする。雨水は主に東側水路へ。汚水は浄化槽を設置し処理水は東側水路に放流。開発許可等不要証明申請済。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。周辺農地や道路への影響は特にないが、浄化槽の処理水が農業用水路に放流されるので、下の方では若干の汚濁や負荷の増があるだろうとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は、道路より1mほど低い農地です。南側に用水路、東側のぶどう園との間には深い水路があり、西は住宅、北は申請人所有の農地が残ります。残る農地への用水はU字溝で確保されます。雨水及び浄化槽処理水は、東側の水路に放流する計画です。周辺の農地や道路等への影響は問題ないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町野寺字鬼河原谷 （中池・穴沢池西）

地目： 田

面積： 499㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町内在住者

譲受人： 町外居住の譲渡人の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 西側・南側農地との境界はL型擁壁新設。表土鋤取り、道路高さまで盛土する。北側道路との境界はU字溝新設。住宅1棟建築。雨水は北側U字溝から北西雨水柵を經由し、南西角から塩化ビニール管で譲渡人所有の農地南の既設水路へ放流。汚水は合併浄化槽を經由し、南西角から雨水と同じ管に接続し放流。都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請済。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。転用による農業用水への影響は無いと思われる。雨水の排水先が気になっていたが、計画通り排水できるなら問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は、北側、東側の道路より1m以上低い農地です。南に残る農地には給水・排水があります。申請の計画どおり雨水や浄化槽の処理水を排水できれば、他の農地や農業用水等への影響はないように思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町野寺字上南岡	田	1, 077 m ²
	田	1, 045 m ²
	田	1, 143 m ²
(母里小学校西) 3筆合計		3, 265 m ²

※旧母里村役場跡周辺地区地区計画のC街区(ゆとりある低層住宅の建築を促進)

※公益社団法人ひょうご農林機構兵庫県農業会議に意見を求める。

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家2名

譲受人：宅地建物取引・建築工事等請負業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成、区画割りして分譲(12区画)。

開発行為許可申請書 都市計画課受付済

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地3筆の東は小学校用地、南は宅地造成中、西は道路、北は農地2筆に接しています。このうち東側の農地の農業用水と進入路の確認が必要。排水は東側の水路にできる。他農地への影響は無いと思われる。との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地3筆は、西から東に向かってだんだん高くなっていきます。大規模な開発ですので、雨水や汚水については計画どおり施工すれば道路や農業用水等への影響はないように思います。北に接する農地東側の1筆については、用水と進入路が無くなるように見えたので、確保されるのか確認しないといけないと思いました。

議長： 事務局から、補足説明はありますか。

事務局： 小委員会の後、事務局から確認したところ、給水は確保します、進入路については希望により確保する予定です、とのことでした。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 4件

申請筆数： 5筆

申請面積： 10, 313 m²

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 4件

申請筆数： 5筆

申請面積： 10, 313 m²

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第53号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微

な変更)に対する意見について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

区 域：加古－3

所 在：稲美町加古字千和池裏 (茨池東)

面 積：645㎡

地 目：田

用途変更面積：645.00㎡

用途変更の目的：農業倉庫新築

土地利用計画：倉庫1棟建築、作業場・駐車スペースなど

申請者：地元認定農業者

軽微な変更計画が決定後、農地法第4条の許可申請をする。

議 長： 現地調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 用途変更についてはよいのではないかとと思いますが、南側にハウスが建っていますので、農地法4条の申請時に雨水等の影響について確認する必要があると思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

11番・丸山委員： 軽微な変更と除外の違いは。

事務局： 農業振興地域整備計画に定める農用地区域から除外されるのではなく、農用地区域内の用途が農地から農業用施設用地に区分変更されるということです。

4番・山口委員： 農業用倉庫を建てるだけでも計画の変更が必要か。

事務局： 農用地区域の農地の場合は、農業用施設用地に用途区分変更してから、農業用倉庫を建築します。

議 長： 他に、委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、同意する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員挙手ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、原案のとおり異議なく同意いたします。

議 長： それでは、議案第54号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは1件です。

それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202301-01 農事組合法人 営農組合 更新
作目：大麦は作付面積・収量増、
 水稻・キャベツは作付面積・収量減、
農業用機械等の取得計画：コンバイン・トラクター
 田植え機・麦播種機
財務諸表を活用し、生産コストの削減
休憩室・衛生面など作業環境の改善
大型機械の配備による作業効率向上、労働時間の短縮。
年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
 (意見、質問なし)

議 長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
 「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を
 求めます。
 (全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当
 である」と報告することに決定します。

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
 委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年2月定例会を閉会いた
 します。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年2月24日

議長 坂 本 英 正

委員 丸 山 治 正

委員 大 西 寿々代